

判例第69/2023/AL¹

守秘と競業禁止合意に関する紛争の解決の商事仲裁の管轄権について

2023年8月18日に最高人民裁判所裁判官評議会によって可決され、2023年10月1日付最高人民裁判所長官の決定第364/QĐ-CA号に従って公表された。

判例源：

2018年6月12日付「仲裁判断取消の請求」という民事非訟事件に関するホーチミン市人民裁判所の決定第755/2018/QĐ-PQTT号。申立人はドー・ティ・マイ・Tであり、関連する権利義務のある者はR有限責任会社である。

判例の内容の位置：

「裁判所の認定」第8段落。

判例の内容の概要：

- 判例の事実：

労使間にて、労働契約終了後の守秘の合意及び労働者は使用者の同様の職務や競合の職務に就いてはならず、紛争があったら、商事仲裁によって解決されることに関する競業禁止の合意が締結された。

- 法的解決策：

この場合、裁判所は、守秘と競業禁止合意が労働契約と独立して存在する合意であり、商事仲裁がこの合意に関する紛争の解決の管轄権を有すると判断しなければならない。

判例に関する法令の規定：

- 2010年商事仲裁法第2条2項、第13条及び第35条4項。

- 2015年民法第3条2項。

- 2014年3月20日付け商事仲裁法の施行の案内に関する最高人民裁判所裁判官評議会の決議第01/2014/NQ-HĐTP号第6条。

判例のキーワード：

「守秘と競業禁止合意」、「商事仲裁による紛争解決合意」、「商事仲裁の管轄権」。

事件の内容：

2015年10月10日、R有限責任会社とドー・ティ・マイ・Tは、12ヶ月（2015年10月10日から2016年10月31日まで）の労働契約を締結した。それにより、Tは人事部長としてR社で勤務していた。

2015年10月21日、R社とTは、守秘と競業禁止合意（以下「NDA」という）を締結した。NDA第3条1項は「労働者は、在職中及び退職後の12ヶ月以内に、退職後の理由にもかかわらず、直接的又は間接的にも、国の全域において、L.vn、R社、R社の関連会社と現在又は将来において競業する同様の職務又は同様の性質の職務にも就かないことに同意する」と規定する。両当事者は紛争が生じた場合は仲裁判断によって解決されることも合意した。

2016年11月01日、Tは、R社と12ヶ月（2016年11月01日から2017年10月31日まで）の労働契約を続けて締結した。職名は人事部長であった。

2016年11月18日、Tは、R社との2016年の労働契約を解約した。2017年10月2日、R社はベトナム国際仲裁センター（以下「VIAC」という）に証拠を添付して仲裁申立書を提出した。

¹ この判例はホーチミン市人民裁判所副長官裁判官グエン・ティ・トゥイ・ズンによって提案された。

Tが NDA第3条1項に違反したことを理由として、Tが2016年の労働契約を一方的に終了する前の前月の給与の3倍に相当する205,197,300ドンをR社に賠償するようTに請求したのである。

2018年02月19日、VIACの仲裁廷は、次の内容が含まれる仲裁判断第75/17 HCM号を下した。

1. 申立人の請求を全て受け入れ、被申立人が申立人に205,197,300ドンを賠償するよう強制する。

2. 被申立人は、この紛争の仲裁費用の全額である24,600,000ドンを負担しなければならない。申立人は仲裁費用をすべて支払ったため、被申立人は申し立てに24,600,000ドンを返金しなければならない。

3. 被申立人は、この仲裁判断の日から30日以内に、上記の第1条と第2条に記載されている全額を申し立てに支払わなければならない。被申立人が支払義務の履行を遅滞する場合には、2015年民法第357条に基づいて、被申立人は支払が遅滞した期間に応じて、支払が遅滞した金額に対する年10%の利息を支払わなければならない。

4. この仲裁判断は、2018年2月19日にベトナムホーチミン市で下された。この仲裁判断は最終的な判断であり、両当事者を拘束し、判断作成日から施行される。

Tが仲裁判断に不満を持ち、2018年3月22日にホーチミン市人民裁判所へ訴え、裁判所に次の理由として、VIACの2018年2月19付仲裁判断第75/17 HCM号が無効であると宣言するよう請求した。

- 仲裁合意は法律によって禁じられている範囲であり無効である。加えて仲裁判断はベトナム法の基本的原則に反している。
- 仲裁手続は商事仲裁法の規定に違反した。
- 当該紛争は、VIACの仲裁廷の管轄権に属しなかった。
- VIACの仲裁廷は、偽りの証拠を使用した。

非訟事件解決の会議期日で、申立人は、自らの請求を維持していた。関連する権利義務のある者は自らの主張を維持していた。R社の合法的な権利利益を保護する弁護士は、裁判所にTの申し立てを棄却するよう提案した。

ホーチミン市人民検察院の代表者は、次の意見を述べた。

事件受理から現時点までの検察によると、裁判官が事件解決管轄権に関する規定を厳守し、裁判所が民事訴訟法の規定に従って、期間内で、非訟事件解決の会議期日を開き、調査のため検察院に事件記録を送付し、訴訟参加者と検察院に訴訟文書を発行して送達することを決定した。

審理評議会の法令を順守した審理期日の開催：審理期日は、民事訴訟法に基づいて遂行されていた。

当事者は、民事訴訟法に定める権利義務を適切に履行した。

内容に関しては、仲裁判断の取消に関するドー・ティ・マイ・Tの請求を受け入れる根拠はない。

裁判所の認定

[1] 会議期日にて審査された事件記録に含まれる全ての資料を検討し、当事者の主張を聞き、ホーチミン市人民検察院代表者の意見を吸収した後、申し立て検討評議会は、以下のよう
に認定した。

[2] 訴訟手続について

[3] 申立て提出の時効について：2018年02月19日は仲裁判断第75/17 HCM号の公表日である。2019年2月27日、被申立人は、当該仲裁判断を取り受けた。2018年3月22日、ドー・テイ・マイ・Tがホーチミン市人民裁判所に仲裁判断の取消を求める申立ては、商事仲裁法第69条1項に定められる期間内に提出された。

[4] 審理評議会は、Tが主張する仲裁判断の無効の理由を次のように認定した。

[5] 「仲裁合意が法律によって禁じられている範囲であり無効である」、「仲裁判断がベトナム法の基本的原則に反した」という理由に関しては、次のように認定した。2010年商事仲裁法第13条に基づき、「当事者がこの法律違反又は仲裁合意違反を発見したが依然として引き続き仲裁手続を実施し、この法律が規定する期間内に異議を述べない場合は、仲裁又は裁判における異議権を喪失する」。2014年3月20日付商事仲裁法の施行案内に関する最高人民裁判所裁判官評議会の決議第01/2014/NQ-HĐTP号第6条に基づき、「当事者が法律違反又は仲裁合意違反を発見したが依然として引き続き仲裁手続を実施し、商事仲裁法が規定する期間内に異議を述べない場合は、仲裁又は裁判における異議権を喪失する。商事仲裁法が期間について規定しない場合、当事者の合意又は仲裁訴訟の規則に基づいて、期間を決める」。また、「裁判所は当事者が商事仲裁法第13条及び本条1項の案内に基づき、ある違反に対する異議権を喪失したと判断した場合、異議権を喪失した当事者は、その違反に対し、仲裁廷の判決に対して不服申立てをすることはならず、仲裁判断を取消すよう請求してはならない。裁判所は、一方の当事者又は両当事者が異議権を喪失した違反に基づき、一方の当事者又は両当事者の請求を受け入れることを決定してはならない」。2017年3月1日から施行されているVIACの仲裁訴訟規則第9条に基づき、「被申立人は仲裁合意が存在しない、仲裁合意が無効である又は仲裁合意を実施できないと主張する場合、答弁書に明確に書かなければならない。明記しない場合、被申立人は異議権を喪失すると見なされる」。2017年12月4日付けの答弁書及仲裁手続の過程で、Tは、仲裁合意に対して如何なる異議も主張しなかったため、上記の規定に基づいて、仲裁合意に対する異議権を喪失した。

[6] また、Tは、NDAが労働者の就職権利に関する規定に違反し、2013年雇用法に定められた禁止行為に該当し、当該仲裁廷がNDAを認めたのは労働者の法律順守原則及び2013年雇用法の禁則に違反したと主張した。しかし、2005年民法典第4条に基づき、「民事権・民事義務の確立において自由に約束し、合意する権利は、法律によって保証される。ただし、当該約束・合意が法律禁則、社会道徳に違反しない場合に限る。民事関係において各当事者は完全に自主的で一方が他方に無理強い、禁止、強制、脅迫、妨害をしてはならない。全ての合法的な約束、合意は各当事者に強制履行の効力を有し、そして全ての個人、法人、他の主体に尊重されなければならない」。この事件において、NDAを締結した当時、Tは、法的な行為効力を十分に有し、強制、又は脅迫されなかった。そのため、NDAが有効であり、当該仲裁廷がNDAの有効性を認めたのは合法的である。

[7] 「仲裁手続は商事仲裁法の規定に違反した」という理由に関して、次のように認定した。仲裁手続が商事仲裁法の規定に違反するとTが主張した理由は、「当該仲裁判断が仲裁廷の会議期日から31日目に下された」と「当該仲裁判断が2018年1月20日であるべき発行日の直後に送付されなかった」というものである。2015年民法典第148条5項及び6項は、「期間の最後の日が週末の休日又は祝日であるときは、期間は、その休日の翌営業日が終了する時点で終了する」、「期間の最後の日が終了する時点は、その日の24時である」と規定する。R社とT

との間の最後の紛争解決会議期日は、2018年1月19日に開催されたが、その会議期日から 30 日目である 2018 年 2 月 18 日は日曜日の週末であったため、仲裁廷は 2018 年 2 月 19 日に仲裁判断を下したのは、上記の期限内である。2018年2月20日と2月21日はテトの休日であるため、2015年民法典第148条5項の規定により、仲裁判断の送達期間はこれらの日ではなく、翌営業日、つまり 2018 年 2 月 22 日に終了するとなった。したがって、2018 年 2 月 22 日に当事者に送られた仲裁判断は、商事仲裁法に定められた期間内にある。

[8] 「当該紛争がVIACの仲裁廷の解決の管轄権に属しない」に関して、Tは、「NDAに関する紛争解決は、裁判所の管轄権に属する」と主張した。商事仲裁法第2条2項に基づき、商事仲裁は「当事者の少なくとも 1 人が商事活動をしている各当事者間で発生した紛争」の解決管轄権を有する。R社は法人であり、事業登録を行っており、商事活動を行っているため、商事仲裁法第2条2項の規定により、仲裁合意は商事仲裁の管轄権に属する。この内容は、2018年1月19日の審理期日で仲裁廷によって結論された(仲裁判断のA部、5頁及びC部、6頁)。また、商事仲裁法第35条4項は、「被申立人が、紛争が仲裁の権限に属さない、仲裁合意がない、仲裁合意が無効である、又は仲裁合意を実施することができないと主張する場合は、それを答弁書に明記しなければならない」と規定している。しかし、答弁書と仲裁手続の過程で、Tは、仲裁の管轄権に対する異議を述べず、依然として仲裁手続を進め、紛争解決審理期日に参加した。このように、Tは、商事仲裁法第13条及び決議第01/2014/NQ- HDTTP号第6条の案内に基づき、仲裁廷の管轄権に対する異議権を喪失した。それ以外、Tは、NDAは労使間の労働契約書の切り離せない部分であることを理由として、当事者間の紛争が労働の紛争であり、裁判所の解決の管轄権に属すると主張した。VIAC及び最後の審理期日にてのTの弁護士の2018年1月18日付け論拠書第11段落に基づき、Tの弁護士は、NDAがR社とTとの間の労働契約と完全に独立して存在すると主張したため、裁判所の申立書類審査評議会は、NDAが独立して存在する合意であり、紛争がある場合、締結された当時からの両当事者の選択の通りに、仲裁の解決の管轄権に属すると判断した。

[9] 「仲裁廷が決定の根拠とした当事者が提供した証拠は偽物である」という理由に関して、次のように認定した。R社は、仲裁廷及びTにZ一社員有限責任銀行（在ベトナム）の確認書とTのNDA違反前の前月の給与明細という証拠を提供した。その証拠は、Z銀行とR社によって確認された資料であるため、偽物ではない。それに、商事仲裁法第71条4項に基づき、これは内容の部分であり、申立書類審査評議会の管轄権に属しない。

[10] 会議期日に参加するホーチミン市人民検察院の代表者は、次の意見を述べた。仲裁判断を破棄するTの請求を受け入れないよう提案する。人民検察院の代表者の提議は、申立て検討評議会の認定と一致するため、受け入れられた。

[11] 上記の認定で、ドー・ティ・マイ・Tの請求を受け入れなかった。

[12] 国会常務委員会が発行した訴訟費用・手数料の徴収、免除、減額、徴収、支払、管理及び使用の割合を規定する決議第326/2016/UBTVQH14号第39条3項に基づき、ドー・ティ・マイ・Tが訴訟費用を支払わなければならないが、裁判所費用の一覧には、仲裁判断の破棄請求にかかる費用がいくらになるかが明確に記載されていない。したがって、Tは訴訟費用を負担する必要はない。

上記の理由を踏まえ、

2015年民事訴訟法第31条2項、第38条3項a号、第414条3項及び第415条に基づき、

商事仲裁法第5条1項、第7条2項g号、第16条2項、第60条、第68条2項、第69条1項、第71条、第72条の基づき、

2014年3月20日付け商事仲裁法の諸条の施行案内に関する最高人民裁判所裁判官評議会の決議第01/2014/NQ-HĐTP号に基づき、

決定

1. ホーチミン市にて2018年02月19日付けベトナム国際仲裁センター仲裁廷の仲裁判断第75/17 HCM号の破棄に関するドー・ティ・マイ・Tの請求を受け入れない。

2. この決定は、最終的な決定であり、2018年6月12日である署名日から施行される。当事者、仲裁廷は不服申立て・公訴権を有しない。検察院は、異議申し立て権を有しない。

判例の内容

“[8] ...Tは、「NDAに関する紛争解決は、裁判所の管轄権に属する」と主張した。商事仲裁法第2条2項に基づき、商事仲裁は「当事者の少なくとも1人が商事活動をしている各当事者間で発生した紛争」の解決管轄権を有する。R社は法人であり、事業登録を行っており、商事活動を行っているため、商事仲裁法第2条2項の規定により、仲裁合意は商事仲裁の管轄権に属する。この内容は、2018年1月19日の審理期日で仲裁廷によって結論された(仲裁判断のA部、5頁及びC部、6頁)。また、商事仲裁法第35条4項は、「被申立人が、紛争が仲裁の権限に属さない、仲裁合意がない、仲裁合意が無効である、又は仲裁合意を実施することができないと主張する場合は、それを答弁書に明記しなければならない」と規定している。しかし、答弁書と仲裁手続の過程で、Tは、仲裁の管轄権に対する異議を述べず、依然として仲裁手続を進め、紛争解決審理期日に参加した。このように、Tは、商事仲裁法第13条及び決議第01/2014/NQ-HĐTP号第6条の案内に基づき、仲裁廷の管轄権に対する異議権を喪失した。それ以外、Tは、NDAは労使間の労働契約書の切り離せない部分であることを理由として、当事者間の紛争が労働の紛争であり、裁判所の解決の管轄権に属すると主張した。VIAC及び最後の審理期日にてのTの弁護士の2018年1月18日付け論拠書第11段落に基づき、Tの弁護士は、NDAがR社とTとの間の労働契約と完全に独立して存在すると主張したため、裁判所の申立書類審査評議会は、NDAが独立して存在する合意であり、紛争がある場合、締結された当時からの両当事者の選択の通りに、仲裁の解決の管轄権に属すると判断した。”